

募集人員	地域枠推薦入学試験	
	4名程度	
出願資格	<p>次の各号のすべてに該当し、在学する出身学校長が責任をもって推薦できる者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>健康で学業成績、人物ともに優秀である者</li> <li>愛知県内、遠州及び南信州地域の高等学校（※通信制の場合は本校が愛知県内、遠州及び南信州地域に所在し通学していること）又は中等教育学校を令和6年3月卒業見込みの者</li> <li>調査書の全体の評定平均値が3.7以上の者</li> <li>愛知県へき地医療確保看護修学資金の貸与を受け、看護師免許取得後、2年間は実務研修病院で、その後3年間は県が指定した指定医療機関で看護業務に従事する意志のある者</li> <li>合格した場合は、本校に入学することを確約できる者</li> </ol>	<p>大学入学資格を有する者又は本校の個別の入学資格審査において入学資格を認められた者で、次の各号のすべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月1日現在、満23歳に達し、社会人の経験を3年以上有する者(令和6年3月31日までに3年以上有することが見込める者を含む。)</li> <li>愛知県へき地医療確保看護修学資金の貸与を受け、看護師免許取得後、2年間は実務研修病院で、その後3年間は県が指定した指定医療機関で看護業務に従事する意志のある者</li> <li>合格した場合は、本校に入学することを確約できる者</li> </ol>
出願書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>入学願書（本校学生募集要項に綴じ込みのもの）</li> <li>調査書・・・高等学校又は中等教育学校長発行のもの（<b>成績証明書ではありません。</b>開封無効）</li> <li>受験票・受験写真票（本校学生募集要項に綴じ込みのもの）</li> <li>写真・・・<b>出願前6か月以内</b>に撮影した正面向上半身脱帽（ﾀﾞｲ6cm×ｺﾞ4cm）のもの1枚（受験写真票に貼付する。）</li> <li>推薦書・・・所定の様式（各高等学校長あて送付してあります。）</li> <li>志願理由書（本校学生募集要項に綴じ込みのもの）</li> <li>受験票返送用封筒・・・本校指定の封筒（郵便番号、住所、氏名を明記し、244円分の切手を貼付してください。）</li> <li>連絡用シール</li> </ol> <p>*出身学校長が、推薦する者の出願書類をとりまとめるうえ、推薦書を添えて提出してください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>入学願書（本校学生募集要項に綴じ込みのもの）</li> <li>(1)～(4)のうち出願資格を証明する書類(いずれか1通) <ol style="list-style-type: none"> <li>高等学校又は中等教育学校卒業者は学校長発行の調査書(開封無効) ※高等学校等を卒業後5年以上経過した者は卒業証明書</li> <li>高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)の合格証明書</li> <li>本校における個別の入学資格認定結果通知書の写し</li> <li>その他出願資格を有することを証明するもの</li> </ol> </li> <li>受験票・受験写真票（本校学生募集要項に綴じ込みのもの）</li> <li>写真・・・<b>出願前6か月以内</b>に撮影した正面向上半身脱帽（ﾀﾞｲ6cm×ｺﾞ4cm）のもの1枚（受験写真票に貼付する。）</li> <li>志願理由書（本校学生募集要項に綴じ込みのもの）</li> <li>受験票返送用封筒・・・本校指定の封筒（郵便番号、住所、氏名を明記し、244円分の切手を貼付してください。）</li> <li>連絡用シール</li> </ol>
<p>「出願期間及び出願方法」「出願書類提出場所」「試験期日」「試験会場」「試験科目」「選考方法」「入学検定料」「合格発表等」については「推薦入学試験」及び「社会人入学試験」と同じ</p>		

愛知県では、へき地医療機関の看護師の確保につなげるため、「愛知県へき地医療確保看護修学資金貸与条例」を平成27年4月1日付けで施行しました。本校では「地域枠推薦入学試験」に合格し、入学された方を対象に、この条例に基づき「愛知県へき地医療確保看護修学資金」の貸与を実施します。

条例の概要は、下記のとおりです。条例については、愛知県法規集 Web ページでご確認ください。

#### 「愛知県へき地医療確保看護修学資金貸与条例」概要

##### (1) 修学資金

月額10万円、年間120万円を3年間貸与（総額360万円）

##### (2) 修学資金免除要件

卒業後5年間、以下の施設に継続して勤務することにより、返還義務を免除する。

1年	2年	3年	4年	5年
ア 実務研修病院 県内に所在する病院のうち、看護業務に関する研修体制が整備されているものとして知事が指定するもの		イ 指定医療機関 県内のへき地における医療の確保に資する公的医療機関のうち知事が指定するもの		

なお、上記医療機関に勤務しない場合は、貸与を受けた修学資金を返還することとなる。